

令和8年度予算編成に対する会派要望（回答書）

様式1

〔健康福祉局〕

〔会派名：日本維新の会〕

〔課名：障害福祉課〕

<input type="checkbox"/> 重点 <input checked="" type="checkbox"/> 一般	<b>【番号】</b> 健康福祉局 7	<b>【要望事項】</b> 7 視覚障がい者への支援拡充  スマートフォンは視覚障害者にとって障害の一部を補償する機能を持ち、生活支援機器でもあることから、デジタルデバインド解消の観点のみならず支援機器という観点から、視覚障がい者を対象としたスマートフォン購入支援制度を検討されたい。また、広報ひめじや公的書類、音声での情報提供が必要な場面（観光地、教育現場など）において、音声QRコードの活用を推進すること。
<b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォンの購入支援について、障害者の方を対象とした国の補助事業である「日常生活用具給付事業」では支給対象用具の要件が厚生労働省告示第529号で明確に定められており、その要件を満たさないことから、同制度での給付は不可となっております。</li> <li>・ また、市独自の支援ですが、スマートフォンは社会的に広く普及しており健常者・障害者に関係なく必要不可欠なツールであることから、一部の障害者の方にのみ購入支援を行う場合、その根拠や判断について各種様々な課題があると考えます。一方、ユニバーサルデザインの普及やアプリの多機能化で一般製品でも、その利用が結果的に障害者の方々の利便性を高める事は十分に理解しておりますので、今後も厚労省告示の改正や他市事例等の情報収集に努めてまいります。</li> <li>・ 視覚障害のある方への情報伝達については、音声QRコードを始め、点字版、拡大文字版、テキストデータ等、対象となる人の状況を踏まえ、様々な手段による情報提供を行うよう、「障害者差別解消の推進に関する姫路市職員対応ガイドライン」で定め、全庁的に周知しています。            障害福祉課では、視覚障害のある方向け封筒に音声QRコードを活用する他、適宜会議資料にも導入し、必要な情報が提供できるよう努めています。            今後も、継続して情報発信の手段について、全庁的な理解の促進と普及に努めてまいります。</li> </ul>		